

指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可

令和5年10月25日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 61 条の 23 の 11 第 1 項の規定に基づき、指定保障措置検査等実施機関（以下「指定機関」という。）の役員の選任の認可の決定について付議するものである。

2. 経緯

- 令和4年度第 16 回原子力規制委員会臨時会議(令和4年6月8日)において、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 61 条の 23 の 11 第1項の規定に基づき指定機関である公益財団法人核物質管理センター（以下「核物質管理センター」という。）から申請のあった役員9名の選任の認可を決定したが、その審議の過程において、以下の点について核物質管理センターに伝えるよう原子力規制庁に対して指示がなされた。
 - ・ 役員の選考に当たっては広く候補者を集める観点から公募の活用を検討が必要ではないかという点
- 核物質管理センターは、業務執行理事 1 名が辞任したことに伴い、評議員会において「公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針」を決定し、役員候補者選考委員会を設置した上で、公募による新たな役員（業務執行理事）の選任にかかる選考を開始した。
- 核物質管理センターは、役員候補者選考委員会での公募による選考を踏まえ、令和5年10月2日に評議員会において新たな役員 1 名を選任した。
- 指定機関の役員の選任は、原子炉等規制法第 61 条の 23 の 11 第 1 項の規定に基づき原子力規制委員会の認可を受けなければその効力を生じないとされているため、令和5年10月6日、核物質管理センターは、別紙 1 の申請書により、役員 1 名の選任の認可申請をおこなった。

3. 申請の概要

○ 選任者（業務執行理事）：

阪口 誠（現 核物質管理センター東海保障措置センター検査分析部長（検査担当）、■ ）【新任】

○ 任期：

前任者の任期の満了する時まで（令和5年度に関する定時評議員会の終結の時まで）

4. 認可の考え方

○ 欠格事項に抵触していないこと（原子炉等規制法第61条の23の5第3号）。

- ・原子炉等規制法違反により刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることなくなった後、2年を経過していない者
- ・原子炉等規制法第61条の23の12の命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者

○ 保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない役員の構成であること（原子炉等規制法第61条の23の4第3号）。

5. 認可処分(委員会決定事項)

○ 選任された1名は、原子炉等規制法第61条の23の5第3号の欠格事項に抵触する者ではないことを確認した。また、別紙1の申請書にある役員の選任理由を踏まえ、新たな役員を含めた役員の構成が、原子炉等規制法第61条の23の4第3号に規定する保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない構成であると認められる。

○ 以上を踏まえ、原子炉等規制法第61条の23の11第1項の規定に基づき、別紙2のとおり、本申請の認可を決定いただきたい。

<添付資料>

（別紙1）指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可申請書、公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針、公益財団法人核物質管理センター第29回評議員会議事録

（別紙2）指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可について（案）

（参考1）公益財団法人 核物質管理センター役員名簿

（参考2）参照条文等

原子力規制委員会 殿

公益財団法人核物質管理センター
理事長 下村 和生

指定保障措置検査等実施機関の役員選任の認可申請について

令和5年10月2日開催の第29回評議員会において、下記のとおり役員(理事)が選任されたことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23の11第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の18第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、指定保障措置検査等実施機関の役員(理事)の選任について認可申請します。

記

1. 選任しようとする者の氏名

理事 阪口 誠 (新任)(補欠)

任期：前任者の任期の満了する時まで（令和3年度に関する定時評議員会の終結の時から、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）

2. 選任しようとする者の略歴

別紙のとおり

3. 添付書類

役員(理事)の選任理由書

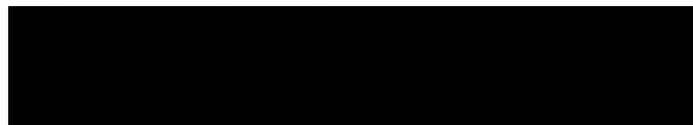
以上

略 歴

理事 阪口 誠 (さかぐち まこと) ■歳
生年月日 ■■■■■■



財団法人 (現 公益財団法人) 核物質管理センター



国際原子力機関 (IAEA) へ派遣
復職

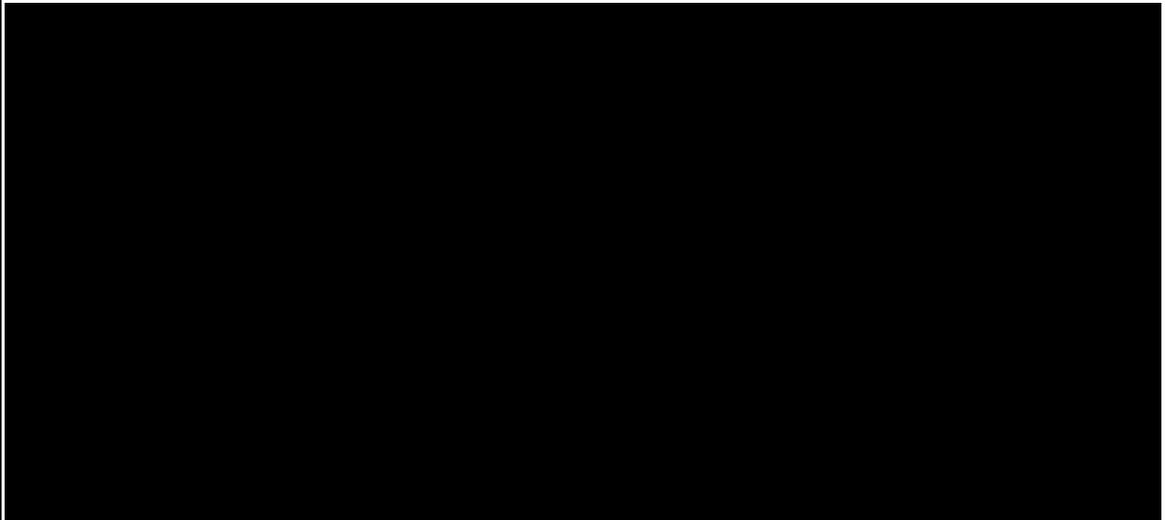


令和 4 年 12 月

東海保障措置センター検査分析部長 (検査担当)

上記の他、国の技術参与としての委嘱を受け、国の保障措置活動を遂行。

役員（理事）の選任理由

氏名	阪口 誠 氏 公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター 検査分析部長（検査担当）	新任
選任理由		

注) 上記者については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条の規定により読み替えて準用する第65条（役員等の資格等）第1項、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条（欠格事由）第1号及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第61条の23の5（指定の欠格条項）第3号に該当しないことを確認している。

令和5年6月7日
令和5年10月2日改
評議員会決定

公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針

(目的)

1. この指針は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）の役員（理事及び監事）の選任に必要な選考プロセスに関し、当該選考のより一層の透明性の確保及び円滑な選考プロセスの実施を図ることを目的とする。

(役員候補者選考委員会の設置)

2. 役員候補者の選考に当たっては、1. に掲げる目的を達成するため、役員候補者選考委員会を設置する。

(任務)

3. 役員候補者選考委員会は、役員候補者名簿を評議員会に提出する。
 - (2) 役員候補者名簿の作成に当たって、次の場合には、候補者の選考は公募によるものとする。
 - ① 常勤の理事を選考する場合（ただし、候補者が現任者である場合を除く。）
 - ② 上記の他、評議員会が、特段の事情により公募の必要があると認める場合
 - (3) 役員候補者選考委員会は公募にあたり、募集要項及び職務内容書を決定し、評議員会または各評議員へ報告する。

(構成)

4. 役員候補者選考委員会は、評議員2名、外部委員3名、の5名で構成する。外部委員は、広く産学各界の外部有識者のうちから評議員会において選任し、センター理事長が委嘱する。

(委員長)

5. 役員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選とする。

(定足数)

6. 役員候補者選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、外部委員の2名以上が出席することを要する。

(議決)

7. 役員候補者選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決するところによる。

(任期)

8. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招集)

9. 最初の役員候補者選考委員会は、評議員会の議決に基づき理事長が招集する。
(2) 委員長選出後においては、委員長が同委員会を招集するものとする。

(情報提供)

10. 役員候補者選考委員会は、必要があると認めるときは、以下の情報を提供できる者に同委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- ① 選出する役員の候補者の経歴等選考に当たって必要な情報
 - ② センターの業務に関する情報
 - ③ その他、役員候補者選考委員会が必要と認める情報

(秘密の保持)

11. 役員候補者選考委員会の委員長、委員及び同委員会に携わる者は、同委員会の審議等において知り得た事項を漏らしてはならない。

(議事録)

12. 役員候補者選考委員会の議事については、議事録を作成する。議事録には、委員長及び同委員会に出席した委員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに署名又は記名押印する。

(センターホームページへの掲載)

13. 公募を行う場合、募集要項及び職務内容書は、センターホームページに2ヶ月間以上掲載する。また、応募者数についてもセンターホームページにて公表する。

また、その他広く公募を周知するよう努める。

(評議員会での選任)

14. 役員候補者選考委員会は、公募を経た場合には、公募者選考の結果及び選考理由並びに関係資料を評議員会へ提出し、評議員会ではそれらを参考として審議し、役員を選任する。

(選任理由の公表)

15. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23の11の規定に基づく原子力規制委員会による役員の選任の認可後、速やかに選任の理由等についてセンターホームページにて公表する。

(事務)

16. 役員候補者選考委員会の事務は、同委員会とセンターが協議し、指名された者が行う。

(雑則)

17. その他、役員候補者選考委員会の運営に関して必要な事項は、同委員会が定める。

本指針は、評議員会議決の日から施行する。

以上

公益財団法人 核物質管理センター
第29回評議員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月2日(月)
14時～15時35分
2. 開催場所 東京都港区新橋1丁目18番1号
航空会館 901号室
3. 出席者(順不同)
- 評議員 阿部 信泰、石塚 昶雄、草間 朋子、佐々木 康人、杉浦 紳之、
藤井 靖彦、松井 一秋
【評議員現在数7名、出席評議員7名】
- 理事 代表理事 理事長：下村 和生
業務執行理事 小林 功
- オブザーバー
原子力規制庁 長官官房審議官 児嶋 洋平
原子力規制庁 放射線防護企画課保障措置室長 寺崎 智宏
- 事務局 総務部長：猪狩 和 他
4. 議長 評議員：松井 一秋
5. 議題
議案(審議事項)
第1号議案：公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針
の一部改定
第2号議案：理事の選任
6. 議事等の経過及び結果
本日の評議員会には、オブザーバーとして、原子力規制庁から児嶋審議官と
寺崎保障措置室長が同席することにつき、事前に評議員の方々の了解を得て
おり、理事長の挨拶後、以下会議を進めた。

まず開会に先立ち、定款第18条に基づく評議員会の議長の互選を行い、杉浦評議員から松井評議員を議長に推薦する旨の発言があり、出席評議員全員異議無く、松井評議員が議長に選出され、以降、松井議長の進行により、議事を進めた。

はじめに事務局から、評議員現在数7名に対し本評議員会は7名全員の出席があり、定款第19条に規定する決議に必要な過半数の評議員の出席であることが報告された。また事務局から、各配付資料について説明があるとともに、各資料が不足なく配付されていることを確認した。

次に、定款第22条の議事録署名人について、藤井評議員と杉浦評議員の2名を選出し、議案の審議に入った。

6.1 議 事

6.1.1

第1号議案 公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針の一部改定

前回の評議員会（令和5年6月28日開催）において、「公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針」（以下「指針」という。）を改定すべきであるとの意見があり、7月から8月にかけて、事務局が指針の改正点を各評議員へ確認等を行い、本案としていることが事務局から説明された。

審議の結果、出席評議員全員により、原案の15（選任理由の公表）の中で、「・・・速やかに選定の理由等・・・」の”選定”を”選任”として、その他は原案のとおり指針を改定することが決議された。

なお、指針の3.（任務）における（3）の募集要項及び職務内容書の決定は、役員候補者選考委員会に委ねるところであるが、評議員の見解等も反映して進めるべきとの意見があり、事務局が出来るだけ配慮して進めることとなった。

6.1.2

第2号議案 理事の選任

役員候補者選考委員会から提出された役員候補者名簿及び関係資料を含めて審議の結果、阪口 誠氏が理事として選任された。

任期は、前任者（任期途中で退任）の任期の満了する時までとした。具体的には、令和6年6月下旬に開催が見込まれる定時評議員会の終結のときまで。

7. その他

- ・児嶋審議官から、保障措置行政の在り方等に関して、原子力規制庁内での検討の視点など、現状を報告していただいた。
- ・事務局から、公募への応募者の履歴書等の個人情報に関する書類は、事務局が回収するので、退席時に机上へ残しておくよう依頼があった。

8. 配付資料

資料1 公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針の一部改定について（案）

資料2 理事の選任について（案）

以上、評議員会の議事の経過及び結果を明確にするために、議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次のとおり記名押印する。

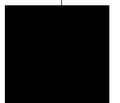
令和5年10月2日

議長 松井 一 

評議員 藤井 靖 

評議員 杉浦 紳 

（ 議事録作成者 : 公益財団法人 核物質管理センター
総務部総務課長 遠藤 雅伸 ）



(案)

番 年 月 号 日

公益財団法人核物質管理センター
理事長 下村 和生 宛て

原子力規制委員会

指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可について

令和5年10月6日付け05核管総第130号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の23の11第1項の規定に基づき、認可します。

公益財団法人 核物質管理センター役員名簿

(令和5年7月1日現在)

理事長	(代表理事)	(常勤)	下村和生
理事	(業務執行理事)	(常勤)	小林功
理事		(非常勤)	秋山信将
理事		(非常勤)	牛田克己
理事		(非常勤)	内山洋司
理事		(非常勤)	海老原充
理事		(非常勤)	木下雅仁
監事		(非常勤)	高本学

参照条文等

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

（指定の基準）

第61条の23の4 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第61条の23の2の指定をしてはならない。

一・二 （略）

三 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四・五 （略）

（指定の欠格条項）

第61条の23の5 次の各号の一に該当する者には、第61条の23の2の指定を与えない。

一 （略）

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、2年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第61条の23の12の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者

（役員の選任及び解任等）

第61条の23の11 指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 （略）

（解任命令）

第61条の23の12 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないとき認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

○公益財団法人核物質管理センター定款

（役員設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以下

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、必要がある場合には、1名を専務理事とする。

3 （略）

4 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内で終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までの時とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内で終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4・5 （略）